

議案說明資料

I. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 借入金の発生(昭和39年～)

交付税特会は、地方公共団体に対して、国税の一定割合等を財源として地方交付税及び地方譲与税を配分。財源が不足する場合、借入金により補てん。

(2) 借入金の増加(平成4年～)

バブル崩壊以降、税収の落ち込み等を背景にした地方財源不足から、借入金が増加。

＜平成18年度末借入金残高＞ 52兆2,821億円

うち国負担分 : 財融 18兆6,648億円

地方負担分 : 財融 11兆3,348億円

民間 22兆2,824億円

2. 現状

平成22年度末の借入金残高33兆6,173億円について償還計画に基づき償還。

＜償還実績＞

(単位：億円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
年間償還額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,050	2,500	8,500	35,050

※ 償還額は、全額財政融資資金の返済に充当。令和元年度以降は、一部を財政融資資金から民間資金に借り換え。

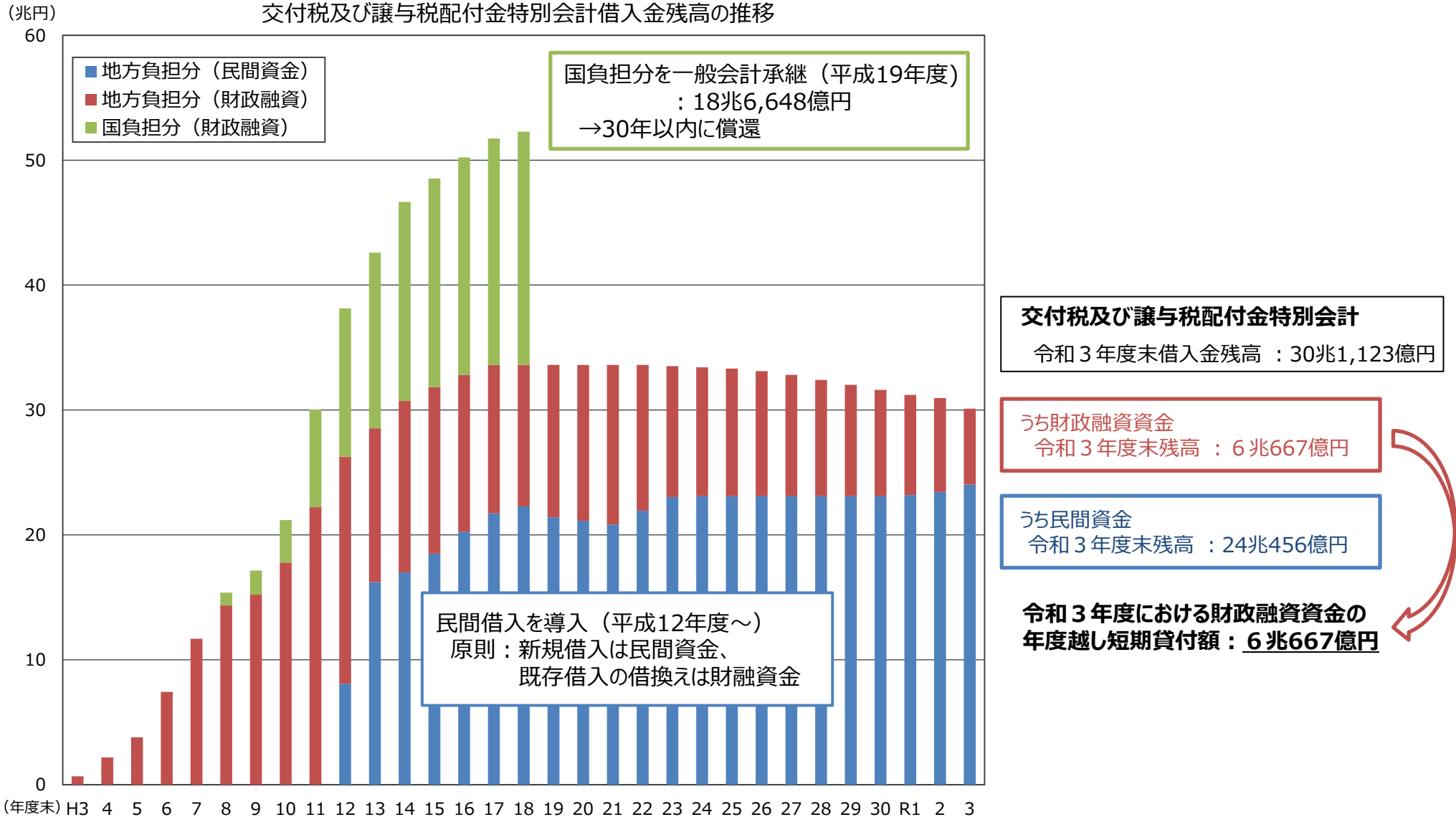
＜今後の償還計画＞

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～R35 (25年間)	R36	合計
年間償還額	5,000	5,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	6,123	301,123

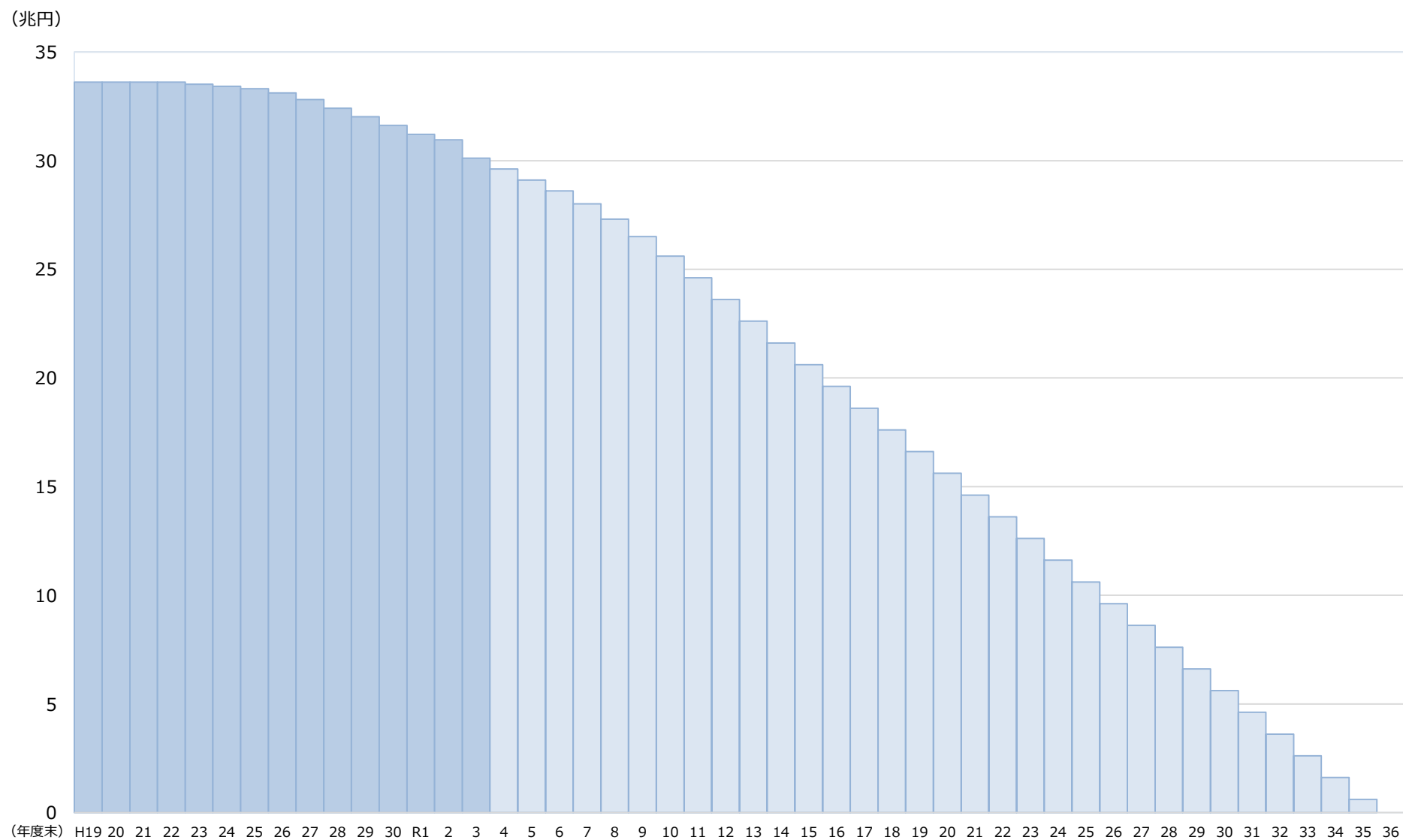
※ 現在、国会において、地方交付税法等の一部を改正する法律案を審議中。

I. 交付税及び譲与税配付金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移



(参考) 償還計画に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計借入金残高の推移



※ 現在、国会において、地方交付税法等の一部を改正する法律案を審議中。

特別会計に関する法律(抄)

(平成19年3月31日法律第23号)
(最終改正:令和3年12月24日法律第88号)

附 則(平成19年3月31日法律第23号)抄
(交付税特別会計における借入金の特例)

第4条 交付税特別会計において、令和3年度から令和36年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第13条第1項の規定にかかわらず、令和3年度にあっては30兆1,122億9,540万8千円・・・(中略)・・・を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

Ⅱ.年金特別会計に対する年度越し短期貸付について①

1. 経緯

(1) 昭和48年度末累積債務の棚上げ分

昭和48年の健康保険法等の一部改正において、保険給付の改善等が行われた際に、昭和48年度末までに累積した債務については、厚生保険特別会計健康勘定に計上しつつ、保険料で償還せずに一般会計からの繰入れで償還するものとする棚上げ措置を講じた。

※ 診療報酬の引上げ等により保険給付が増加する中、国会情勢により保険料の引き上げが難航し、債務が増加。

＜昭和48年度末債務残高＞ 3,033億円 ※全額資金運用部資金借入金

(2) 昭和59年度末日雇労働者健康保険事業累積債務の棚上げ分

昭和59年の健康保険法等の一部改正において、日雇労働者健康保険が廃止され政府管掌健康保険に統合された際に、昭和59年度末までに累積した日雇労働者健康保険事業の債務については、昭和48年度末累積債務と同様に棚上げ措置を講じた。

※ 被保険者に低所得者が多いことなどに伴い財政が悪化していた。

＜昭和59年度末債務残高＞ 7,848億円 ※全額資金運用部資金借入金

2. 現状

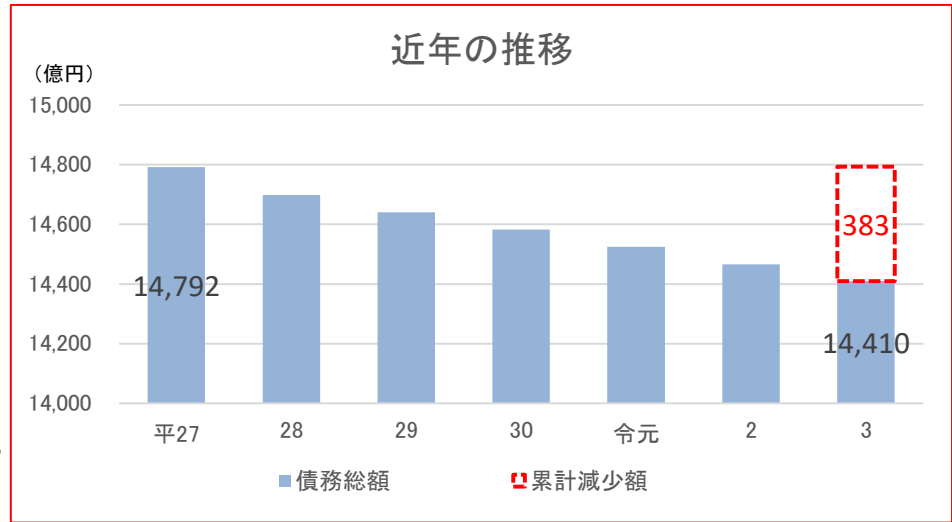
上記の累積債務については、全額一般会計からの繰入により償還することとされているが、一般会計の厳しい財政事情から未だ償還されていない状況であり、財政融資資金からの短期借入金により、これを賄っている。

＜令和3年度末債務残高＞ 14,410億円 ※全額財政融資資金借入金

Ⅱ. 年金特別会計に対する年度越し短期貸付について②

3. 推移

- 平成4年度以降は、発生利子相当額の全額が一般会計から繰り入れられたため、残高は1兆4,792億円（平成3年度末）のままで推移。
- 平成28年度以降は、年金特別会計の借入金諸費の一部（利払費の不用額）を元本償還に充てており、債務残高は逡減傾向。



(億円)

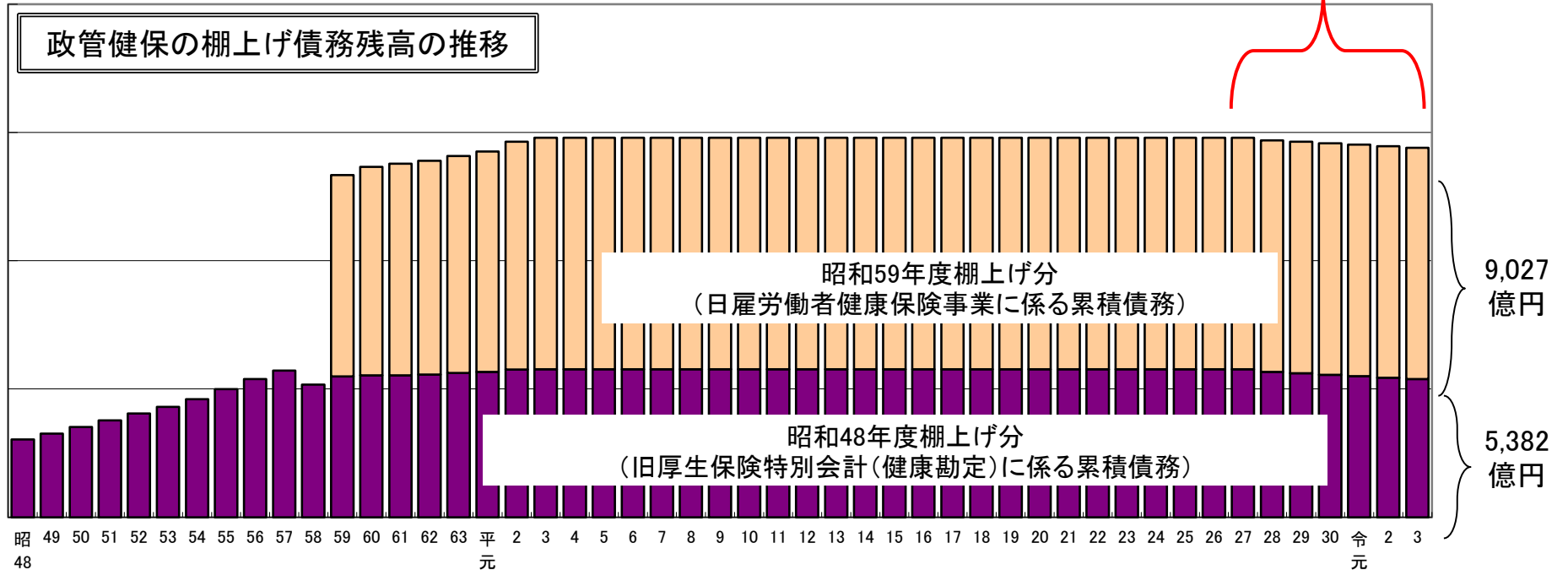
20,000

15,000

10,000

5,000

0



特別会計に関する法律(抄)

(平成19年3月31日法律第23号)
(最終改正：令和3年12月24日法律第88号)

附 則 (平成19年3月31日法律第23号) 抄

(健康勘定における借入金の特例)

第30条 当分の間、第13条の規定にかかわらず、健康勘定においては、旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の健康勘定・・・(中略)・・・の昭和48年度の末日における借入金、健康保険法等の一部を改正する法律・・・(中略)・・・に基づく厚生保険特別会計の日雇健康勘定の昭和59年度の末日における借入金及び旧健康勘定において生ずる昭和59年改正法附則第18条の規定による廃止前の日雇労働者健康保険法・・・(中略)・・・に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに係る債務を弁済するために必要がある場合には、健康勘定の負担において、借入金をすることができる。

(一般会計から健康勘定への繰入れの特例)

第31条 当分の間、第6条の規定にかかわらず、昭和48年度以前に旧健康勘定において生じた損失の額及び旧日雇労働者健康保険法に基づく日雇労働者健康保険事業に係る損失に相当する額として政令で定めるものに対応する借入金の償還並びに当該借入金に係る経費として政令で定めるものの支払の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、一般会計から健康勘定に繰り入れることができる。